

特別相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、

同一労働同一賃金の実現に向けた、

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行されます。

(中小企業における、パートタイム・有期雇用労働法の施行は令和3年4月1日)

「同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」

といった悩みを持つパートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者や事業主のために、令和元年9月2日より埼玉労働局に2つの特別相談窓口を設置します。

お問い合わせ先

①パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口

埼玉労働局雇用環境・均等室 (ランド・アクシス・タワー16階)

☎ 048-600-6210

※早朝及び夕方は混み合いますので、9:30~16:30をおすすめします。

(受付: 平日8:30~17:15)

②派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口

埼玉労働局職業安定部需給調整事業課 (ランド・アクシス・タワー14階)

右記の電話番号から、来所日時をご予約ください。☎ 048-600-6211

※ご予約がなくてもご利用いただけますが、お待たせする可能性があります。

(受付: 平日8:30~17:15)

<アクセス> 埼玉労働局 〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー14・16階



※ 法律の施行日(令和2年4月1日)前は、対応できる支援に限られる可能性があります。

※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「埼玉働き方改革推進支援センター」もご利用できます。

※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。